

令和 7 年度公立大学法人山梨県立大学における障害者就労施設等からの
物品等の調達方針

令和 7 年 4 月 1 日策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用

この調達方針は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における物品等の調達について適用する。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が山梨県内にある、法第 2 条第 4 項に定義する施設等とする。

3 調達する物品等

調達する物品等は、対象施設等が受注可能であり、かつ法人が求める仕様を満たすものとする。

4 令和 7 年度の調達目標

373 千円以上調達するよう努めるものとする。

5 調達の推進方法

- (1) 総務課は、施設等から調達可能な物品等に関する情報の収集に努め、学内へ提供する。
- (2) 総務課及び池田事務室は、物品等の調達に当たっては、提供された情報を基に施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 調達の推進に当たっては、施設等の共同受注窓口の活用に努める。共同受注窓口から購入した物品等の購入額も、調達実績に含めるものとする。

6 調達実績の公表

総務課は、事業年度終了後、遅滞なく調達実績をとりまとめホームページで公表するものとする。